

第4回 隠岐の島町都市計画審議会 立地適正化計画検討委員会 【資料】

開催日：令和3年5月21日（金）9:00～11:00

開催場所：隠岐の島町役場 会議室

■検討内容

1. 立地適正化の検討範囲と町全体との関係について

立地適正化計画の対象範囲は「西郷都市計画区域」とします。
西郷都市計画区域の人口は隠岐の島町の6割を占め、役場、病院、商業施設などの都市機能が充実しています。
立地適正化計画では、30年後の将来も持続可能な都市を目指す区域を定め、その中の都市機能を維持・活性化していくことで、町全体の活力に繋げるという方針で進めています。（詳細はP2～P3参照）
⇒この考え方についてご意見をお聞かせください。

2. 都市機能の誘導方針について

都市機能は、西郷玄関口や、八尾川沿川と国道485号の沿道に広がっています。これらの都市機能を一体的に繋げ、都市機能を強化していこうと考えています。（詳細はP4参照）
⇒この考え方についてご意見をお聞かせください。

3. 災害リスク（津波・洪水・土砂災害）と居住の規制について＜防災指針＞

津波は都市機能や住宅が集積しているところにも押し寄せてきます。八尾川の氾濫による浸水は近年の大雨でも八尾川沿川や周辺の水田で発生し、想定でも同様に八尾川と国道485号に挟まれたエリアで浸水が発生すると予測されています。土砂災害は住宅地などの裏山が危険な区域とされ、一部では対策が講じられリスク軽減されていますが、リスクがなくなった訳ではありません。（詳細はP5～P7参照）
⇒このように災害リスクがあるところでも住むためにはどうしたらよいか、またどのように災害を回避すべきかご意見をお聞かせください。（なお、今後の方針については次回委員会で事務局案をお示しします。）

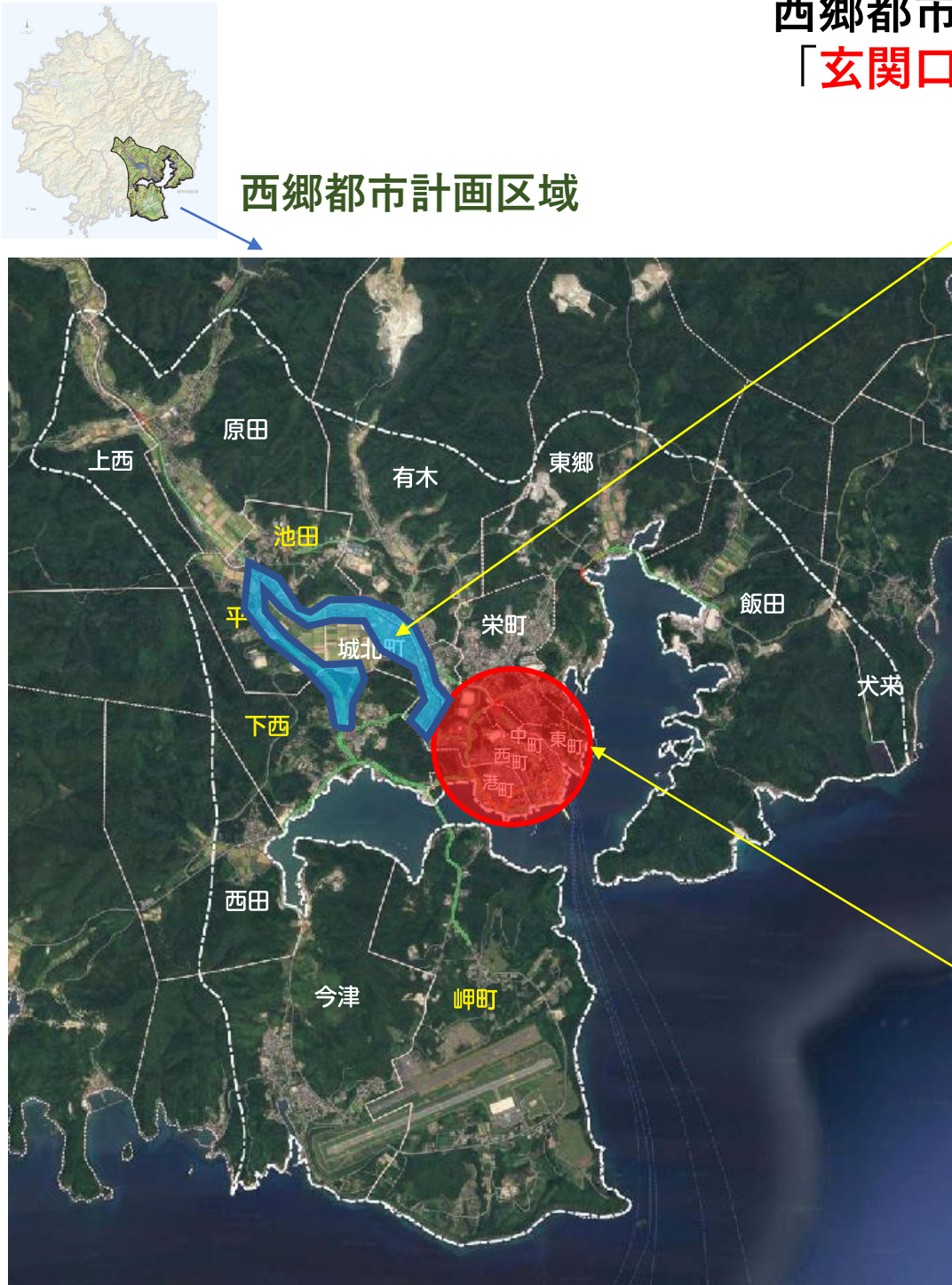
1. 立地適正化の検討範囲と町全体との関係について

ターゲット

【対象範囲】

対象範囲は「西郷都市計画区域」とします。

西郷都市計画区域内には、人の往来の中心となる「**玄関口地域**」と「**セントラルエリア（仮称）**」が存在します。



セントラルエリア（仮称）

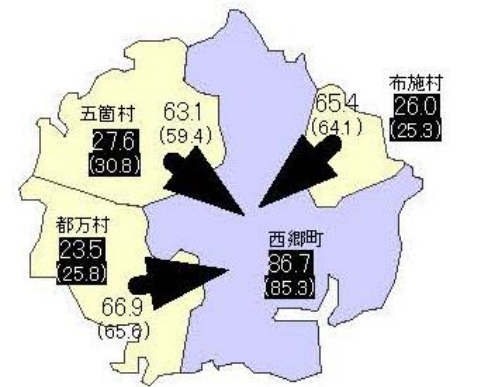
隠岐の島町役場と隠岐病院および大規模小売店が立地する地区で、役場利用、通院・お見舞い、食品などの買い物で、多くの人が訪れています。

・ 隠岐病院の外来者数

		R1年度	R2年度
年間外来者数	人/年	103,000	97,000
日あたり外来者数	人/日	470	440

・ 買い物先

西郷からの買い物利用	8～9割
西郷以外からの買い物利用	6～7割

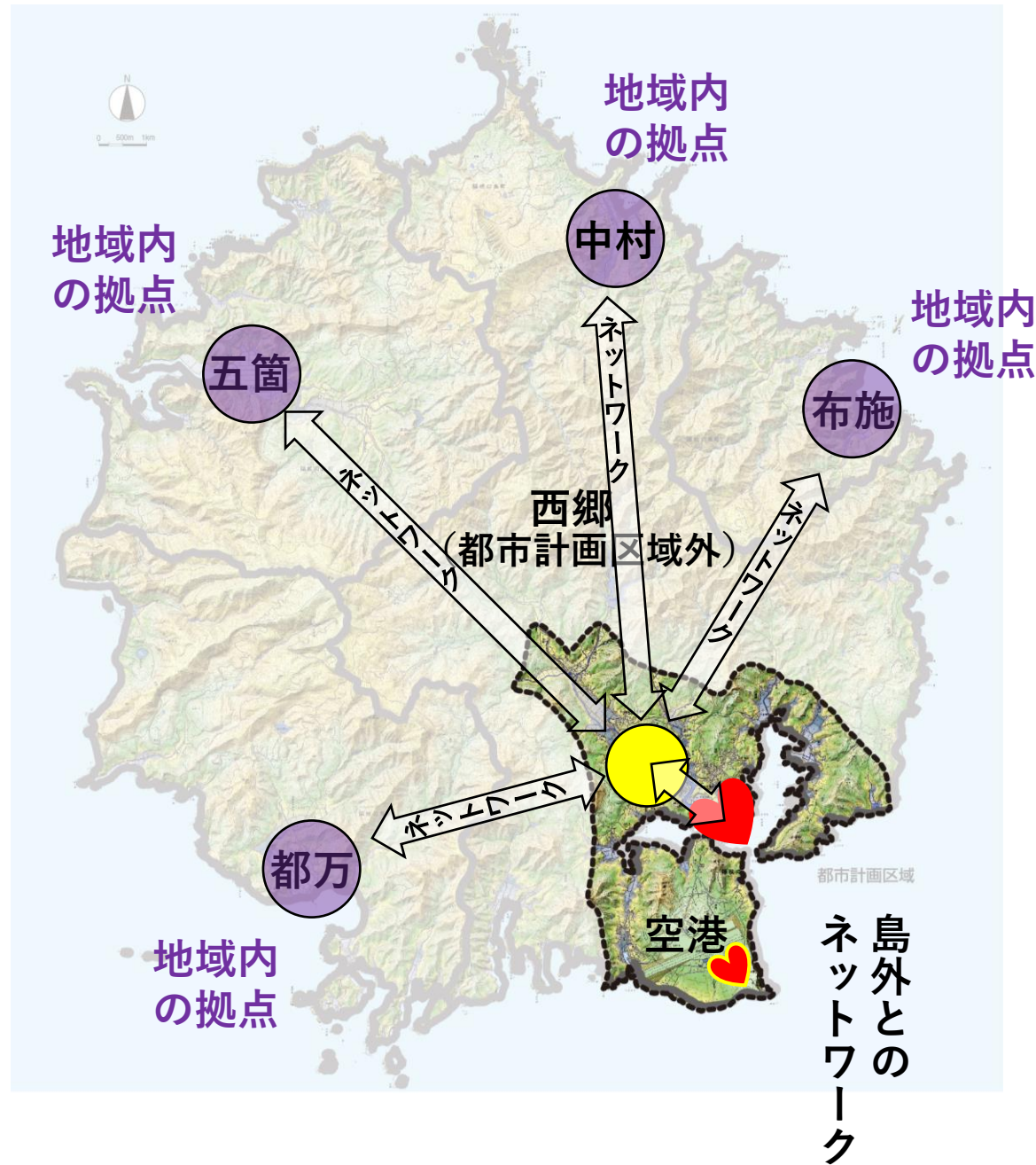


出典：「島根県商勢圏調査」
(平成16年度島根県商工会連合会)

玄関口地域

フェリーターミナルおよび宿泊施設や飲食店と住居が立地する地域であり、**年間27万人（800人/日）**が利用する、ひと・もの・情報の集積と流通の拠点です。

【立地適正化計画の対象区域と町全体との関係】



【方針】

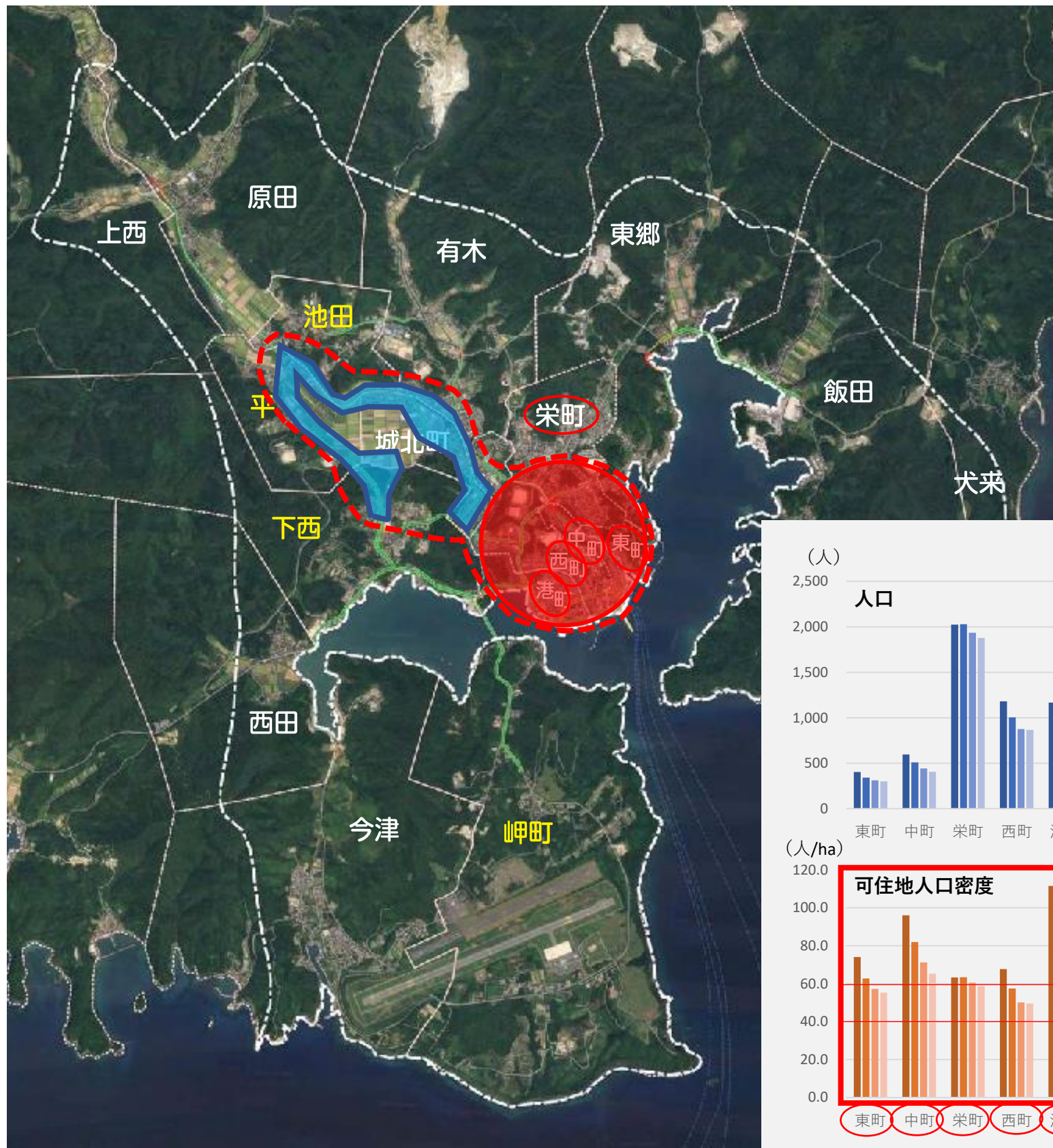
都市計画区域内的の「玄関口地域」と「セントラルエリア（仮称）」の機能を強化することによって隠岐の島町全体の活性化に繋がります。

【考え方】

立地適正化計画の対象区域は都市計画区域に限定します。

ただし、西郷都市計画区域内的の「玄関口地域」を**まちの心肺**とすると、**心肺機能を高める**ことで体中の血液や酸素の循環がよくなり、からだ全体（町全体）の元気に繋がるという考え方に基づいて立地適正化計画を検討します。

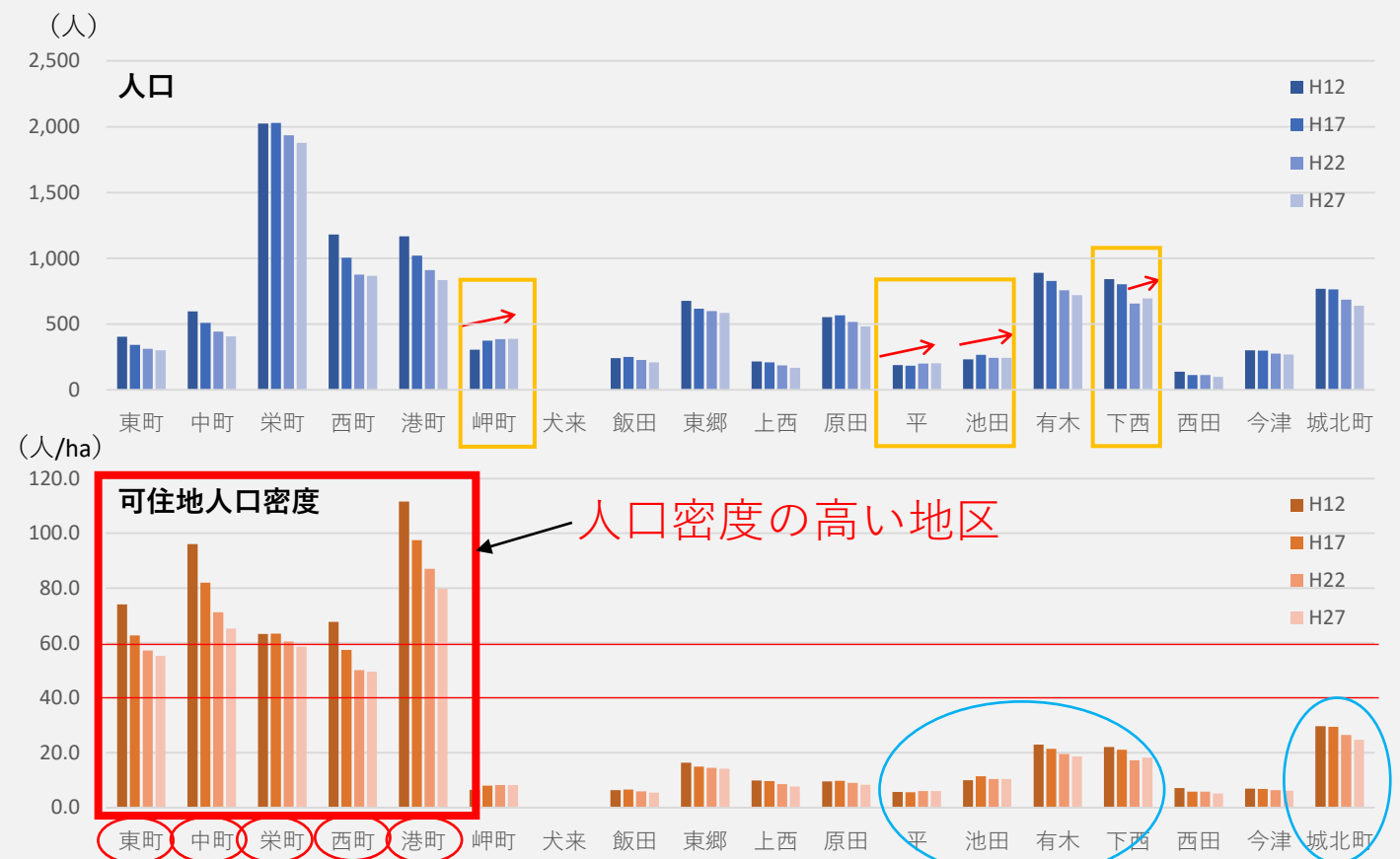
2. 都市機能の誘導方針について



都市機能誘導のイメージ



「セントラルエリア（仮称）」と「玄関口地域」を都市機能集積地として、一体的に機能強化します。



4
セントラルエリア（仮称）

3. 災害（津波・洪水・土砂災害）リスクと居住の規制について

【津波】



■ 0～1.m未満

津波浸水想定（島根県）

- 1.0m未満の津波浸水が想定される。
- 古くから人口や都市機能が集積し、今後も活性化を図っていく地域である。
- 津波に対する備えが重要となるため、避難場所、避難訓練はもとより、子どもや高齢者、来訪者など災害弱者への対応も検討する必要がある。
- 垂直移動（家の中で2階へ避難する）が困難な人の把握と対策を地域をあげて取り組む必要がある。

【洪水】

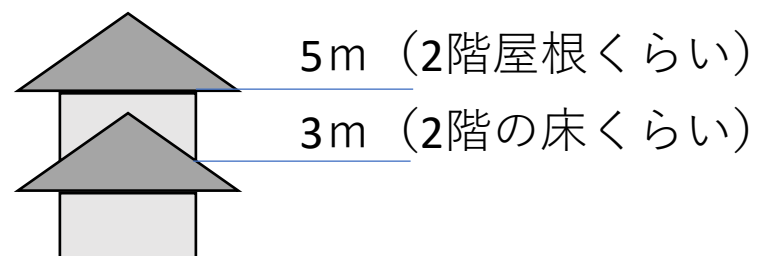


洪水浸水想定（島根県）

- 3m以上は、1階が完全に水没するとても危険なところ。
- 3m未満でも、垂直避難が困難な場合など危険を伴うところ。
- 50cm未満は、床上浸水の可能性や、周辺の避難路が水没する危険性があるため、避難の対策が必要がある。
- 水田の遊水機能や流域全体で洪水の被害を軽減する観点や景観の観点からも、農地の果たす役割について検討する必要がある。

- 0～0.5m未満
- 0.5～3.0m未満
- 3.0～5.0未満
- 5.0～10.0未満

1階が完全に水没する危険なところ



【土砂災害】



■ 土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン） ▨ 対策済

- 土砂災害を防止するため、特に警戒避難体制を整備すべき区域。
- 人口や都市機能が集積し、今後も活性化を図っていく地域が含まれる。
- 対策を講じ居住を誘導するのか、長期的には居住を規制するのか、防災指針で設定。

委員会の開催状況と今後の予定

R2	第1回	8/25（火） 9:00～	・ 立地適正化計画策定について
	第2回	11/6（金） 9:00～	・ 都市計画事業の進め方 ・ 町民アンケート結果
R3	第3回	3/22（金） 9:00～	・ 隠岐の島の都市構造の分析
	第4回 （今回）	5/21（金） 9:00～	・ 対象範囲 ・ 都市機能誘導の考え方 ・ 災害リスクと課題
	第5回	7/9（金） 13:30～	予定） 防災指針の考え方（案）
	第6回	8/6（金） 13:30～	予定） 誘導の考え方と範囲について
	第7回	9/3（金） 13:30～	予定） 誘導について（具体的な案）
	第8回	10/8（金） 13:30～	予定） 誘導についての方向性決定

※進捗状況により追加する可能性があります。